

24. 消防救急無線のデジタル化に係る財政措置について

中国部会提出
説明担当 呉市

消防救急無線は、地震等の大規模災害発生時に、県内をはじめ、全国各地から応援出動した緊急消防援助隊の配備や連絡整備を実施するための情報伝達手段として、また、データ伝送等通信の高度化を推進するために消防救急活動上において必要不可欠な通信設備である。

国は通信の高度化、電波の有効利用を推進するため、この消防救急無線のデジタル化を推進することとし、平成15年に電波法関係審査基準を改正、さらには平成20年に電波法に基づく周波数割当計画を改正し、現行のアナログ無線の使用期限を平成28年5月31日と定めた。

そのため、消防救急無線については、平成28年5月末までに、すべての機器を現在のアナログ方式からデジタル方式へ移行しなければならない状況となり、当市のような地形的に不利な条件にある消防本部では、不感地帯の解消のため、新たな基地局の設置や無線機器の整備などに多額の費用負担が必要となっている。

しかしながら、補助制度については、平成24年度以降の事業について補助裏もなく、また起債額にも限りがあり、現在国が示している財政措置では不十分である。

よって、国におかれては、補助基準額の増額または廃止及び平成24年度以降の事業に対しても補助及び補助裏の充実等、さらに必要な財政措置をされるよう要望する。